

## (18) 漁業構造改革総合対策事業

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	本省と北海道財務局の共同調査	1,189	179	▲1,010	—

事案の概要	漁業者による収益性の高い新たな操業・生産体制への転換等を促進するため、多目的漁船の導入や大規模沖合養殖システムの導入等の収益性向上の実証（期間最長3年間）に取り組む場合に漁船減価償却費や修繕費等の用船料等相当額を助成（返還不要）に加えて、人件費や燃油代等の運転経費については、貸付け（全額返還）を実施している。
-------	---

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p><b>1. 実証事業のために導入した設備の遊休化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実証期間中に導入した設備が遊休化している事例が確認されているため、実証中だけでなく、実証期間終了後であっても、<b>基金管理団体及び水産庁は事業実施者の動向を把握し、フォローアップを適切に行うべきである。</b></li> <li>○ また、導入する設備については、<b>収益性改善に直結する設備に限定するか、例外的に船内環境の改善等の間接的な設備を導入する場合であっても、船員の負荷が増加しないように、過去導入に失敗した機器を除外するなどして遊休化を防ぎ、効率的な予算の活用に努めるべきである。</b>特に、漁法転換時の設備については、中央協議会等で足元の資源状況を踏まえ、計画内容及び導入する設備の妥当性を適切に審査を行うべきである。</li> </ul> <p><b>2. 収益性改善に向けた効果的な実証事業の組成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海洋環境の変化や人手不足等の厳しい環境下においては、<b>過去の実績を踏まえて有効な実証事業の方向性を示し案件の組成の際に考慮する必要があり、中央協議会等と連携し、水産庁として一定の指針を示すべきである。</b></li> <li>○ <b>過去の事業を踏まえて実証事業の成功につながる手法を整理し、実証事業のメニューやその要件を設定すべきである。</b></li> <li>○ なお、「複合化」のように実証期間内に成否の判断が難しい事業もあるため、実証期間終了後の動向も踏まえ、過去の事業について成果を検証し、単なる要件や選定の見直しだけではなく、漁業者主導でどのような実証事業を実施するのが良いか等の、<b>今後の実証事業の在り方を検討すべきである。</b></li> </ul>	<p><b>1. 実証事業のために導入した設備の遊休化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水産庁は、実証期間中に限らず実証期間終了後も適宜フォローアップを行い、事業実施者の動向を把握することとする。また、<b>実証事業のために導入した設備等の使用を中止する場合には、実証期間終了後であっても報告されることとする。</b></li> <li>○ 水産庁は、遊休化が確認された設備等の一覧を作成・管理し、原因分析に努め、その結果を中央協議会へ還元することで、設備等の遊休化の再発を防ぐこととする。 また、漁法転換時の設備については、中央協議会で、漁獲対象種の資源状況を踏まえ、計画内容及び導入の妥当性を審査することとする。</li> </ul> <p><b>2. 収益性改善に向けた効果的な実証事業の組成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近年、気候変動等の影響による海洋生物の分布域の変化が特に深刻化していることや、過去の実証事業では、漁獲対象としていた魚種の不漁により、収益性の改善に失敗した事業が散見されることを踏まえ、<b>単一の水産資源に頼らない漁獲対象種・漁法の複数化に集中して事業を実施するよう事業内容の見直しを行うこと</b>とし、令和7年度補正予算（第1号）に反映した。（補正予算への反映額:▲3,000百万円）</li> <li>○ 水産庁は、適宜実証期間終了後のフォローアップを行うとともに、PDCAサイクルを回すことによって、より効果的、効率的な事業を採択できる事業の仕組みを構築することとする。</li> </ul>